

新たに取り組むテーマについて

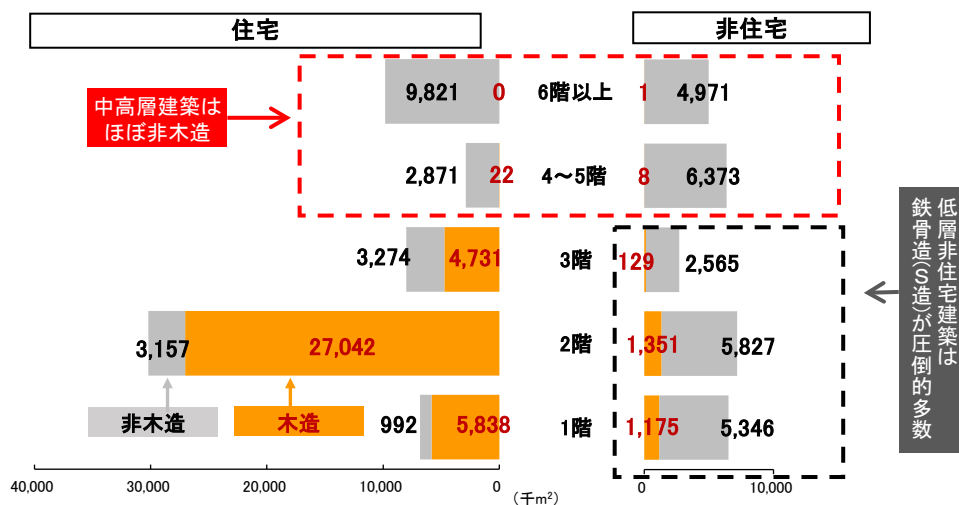
令和8年5月

林野庁

テーマ：木材利用の拡大に向けた標準化・モデル化

- CLTの活用については、木造化モデルの作成や建築基準の合理化等に取り組んだ結果、CLTを活用した建築物が2,000件近くとなるなど、一定の成果が出てきたところ。
- 一方で、住宅着工戸数の減少傾向が続くとともに、依然として非住宅・中高層建築物の木造率は低位となっている。
- 非住宅・中高層建築物の木造化に向け、国土交通省と連携して、CLTを含めた各種木質部材の標準化・モデル化を推進する。

■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積



資料：国土交通省「建築着工統計調査」(2025年)より林野庁作成。
 注：住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。

■ CLTの活用促進

【標準化に向けた取組】

- 床・壁パネルについて標準寸法を設定し(2m×6m等)、それを用いた設計例を検討。
- オープン技術で設計・施工が可能な標準的な木造化モデルを作成し、普及。



■ 非住宅・中高層建築に対応した技術開発・普及

- 現状、ゼネコンをはじめとして各社がそれぞれ耐火部材などを開発し、独自に中高層建築に取り組んでいる状況。
- オープン技術で誰でも使える、部材の開発や標準的な設計方法の整備、これらを活用した建築物の実証を推進。



森林・林業基本計画(案)

・非住宅・中高層建築物における木材利用の促進

中高層建築物等については、ハイブリッド工法(混構造)による利用拡大を念頭に、競争力のある木質耐火部材等の開発や、CLTや集成材の寸法標準化等を進める。

テーマ：木材の心身等に与える効果の整理・発信

- 環境に配慮した企業経営等を求める社会的気運やウェルビーイングへの関心が高まっているが、木の良さや利用の意義等が消費者に十分に理解されていないため、建築物等に木材を利用する動機付けが不足している。
- 企業等の行動変容にもつなげる消費者の理解醸成に向け、厚生労働省や国土交通省、文部科学省と連携して、木材の心身等に与える効果の整理・発信を推進する。

■ 木質化の事例



■ 内装木質化による効果についての『声』

- 利用者**
 - ・ 雰囲気・居心地が良く、木の温かみを感じます（オフィス）
 - ・ 治療をリラックスした状態で受けることができます（医療施設）
- 就労者**
 - ・ 雰囲気が良く、モチベーションが高まります（オフィス）
 - ・ 集中して業務を続けても疲れにくさを感じます（研究所）
- 設置者**
 - ・ 施設を木質化して企業イメージが向上しました（研修施設）
 - ・ 木質化が職場の選択理由となり、人手不足の解消の効果がありました（医療施設）

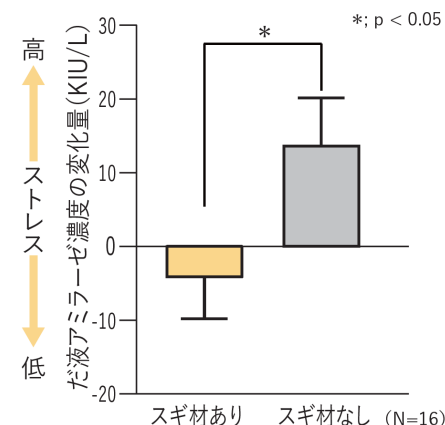
■ 内装木質化による効果の検証の例

ストレス上昇の緩和

スギ内装材を設置した部屋において計算課題を実施した際に、作業後のだ液中のアミラーゼ（ストレス指標となる物質）活性の上昇が抑えられる。

出典 Matsubara 他: Building and Environment, 2014

※林野庁補助事業作成資料より抜粋



計算課題前後でのだ液中のアミラーゼ活性の変化

森林・林業基本計画（案）

・ 非住宅・中高層建築物における木材利用の促進

木に囲まれた空間はウェルビーイングにも資すると考えられることから、関係府省連携の下、木材が心身等に与える効果に関するデータや科学的根拠の整理等を進め、大径材や広葉樹材等から生産される板材や単板等の内装材等への活用の促進を図る。

テーマ：学校教育における木育の推進

- 子供から大人まで幅広く、木材や木材製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深め、木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」については、全国各地において、様々な主体による木育の取組が行われている一方で、その広がりが十分でないという課題もある。
- 森林・林業・木材産業を取り巻く状況への国民の理解醸成を図るべく、文部科学省やこども家庭庁と連携して、木育の取組を推進する。

■ 学校教育における取組

学校での木育ワークショップ



学習机の天板を地域材で製作



■ 民間事業者による取組

木育サミットの開催

木育の普及とネットワーク構築を目的とした全国規模のイベント。木育関係者が一堂に会し、様々な取組を共有、情報交換。



■ こどもまんなか実行計画2025

(令和7年6月6日 こども政策推進会議決定)

第2章 こども施策に関する重要事項

1(2) 木育の推進

行政、木材関連団体等による木材や木製品と触れ合う機会の提供等を通じて、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進する。

森林・林業基本計画（案）

・木育の推進

乳幼児期から成人期まで各年齢層に応じた段階的な木育の推進を図るため、農林水産省及び文部科学省を始めとする関係府省、地方公共団体、民間事業者、川上の森林所有者、林業経営体等による連携を充実させるとともに、先導的事例の情報共有等を行う体制整備、木育を担う人材の確保及び育成、各種情報発信による普及啓発、森林・林業体験や木材・木材製品とのふれあいの機会の提供、特に学校教育等における体験学習を含む教育プログラムの充実等を推進する。